

り収入少キヲ理由トシテ其値上運動ガヨリヨリニ行ハレテ居ツタ  
ガ其間ニ評議會系組合ノ策動行ハレ尚職ノ色形ヲ増シ來リ十日車  
輛工職工ヨリ該工場長マテ嘆願書トシテ

(一) 賃銀直上 日給貳圓以下ノ者 參割増

日給貳圓以上ノ者 貳割五分増

(二) 解雇手當増額

勤續一年未滿ノ者 日給六十日分  
以後勤續一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給三日分ヲ増スゴト

(三) 退職手當制定 解雇手當ノ三分ノ二ヲ給與スルコト

(四) 歸國旅費ノ支給 百圓、五十圓ノ二種ニ分ツ

(五) 請負單價ノ値上

(六) 被付職工ノ公選

ノ六ヶ條ヲ具申シタ然シテ彼等ノ理由トスル處ハ他工場ヨリ實收  
入少キ故ニ工場修繕ノ爲メ電車賃ヲ新ニ支辨スルヲ強請才キニ至  
リタルニ依リ之ガ補給ヲ要スルト云フニ在ツタ